

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 29 年 12 月 11 日（月）14:00～15:00
3. 議 案	○ 取引所外売買の売買停止の運用見直しについて
4. 主な内容	○ 取引所外売買の売買停止の運用見直しについて 事務局より、資料 1 及び資料 2 に基づき、取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る規則改正案等について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 【主な意見等】 ・ 規則改正案第 6 条の 4 第 3 項において、認可会員は PTS での売買停止を講じる際に、「直ちに」公表することとされているが、例えば東京証券取引所と同様、売買停止措置を開始してから公表までに 10 分程度のタイムラグがあったとしても、規則違反とはならないことを確認したい。 → 売買停止の情報の公表については、前回の資料ではリアルタイムとしていたが、事実上同時刻での公表は難しいため、リアルタイムとはしないものの、一定の即時性を求めるという意味で、「直ちに」という言葉に書き換えている。 ・ 直ちに、という言葉を一般的にとらえると、公表に係る事務手続きに必要な時間程度であれば許容されるという事だと思われるが、そのような理解でよいか。 → そのような理解で結構である。 ・ ガイドライン案の 2. では、認可会員以外の協会員が整備すべき態勢について記載されているが、認可会員は、より高度な独自の基準で売買停止を行うという理解でよいか。 → そのような理解で結構である。 ・ 取引所による売買停止措置に関する情報の有無を確認できる態勢とは、東証の FLEX（リアルタイム情報配信サービス）で配信されるデータに対応することを想定しているという事でよいか。 → 東証の売買停止については、そのような理解で結構である。その他各地取引所について、そのようなサービスが無いようであれば、別途取得していただく必要はある。 ・ 情報ベンダーを経由した情報の有無の確認は認められないのか。 → 情報ベンダーを経由すると、二次情報になると思うが、どういった形で情報ベンダーを経由するのか等、現状のシステムの仕組みも含めて相談させていただきたい。

	・ これまでの議論では、東証の取引時間外で、PTS の取引時間内においては、東証に成り代わり PTS が全体の売買停止機能を担うような趣旨の方向性であったが、今回の改正案はそうではなく、PTS のみ売買が行える時間帯に PTS が売買停止を行った場合でも、当該 PTS の売買停止に連動して個別相対取引も停止しなければならないという事はないという事か。 → そのような理解で結構である。ただし、会員が取引所の取引時間外に個別相対取引を行う場合には、PTS の売買停止情報も含めて情報を収集する態勢が求められ、自らの判断で売買停止を行っていただく必要はある。 ・ 個別相対取引を行う会員は、第 6 条の 2 に記載されているような態勢整備を行ったうえ、取引所の取引時間内には取引所の売買停止に従えばよく、そうでないときだけ自ら情報を収集し、売買停止を判断することを求められるという事でよいのか。 → そのような理解で結構である。 ・ 規則改正案第 17 条の 4 では、認可会員が参加会員に申し込み情報等を通知しなければならない旨規定されており、この通知の方法にはベンダーを経由することが認められる旨が備考に記載されているが、参加会員がベンダー経由で情報を受け取っていることの確認義務が、認可会員に課せられることになるのか。 → トレーディング情報などをベンダー経由で配信しているのであれば、その配信状況はすでに認可会員において把握されているのではないかと考えている。その情報の中に、申込み価格等の情報が含まれているのであれば、確認はできるのではないかと考えている。 ・ エクイティ・デリバティブのフィジカルセトルや、銘柄や取引数量などが前もって契約で定められた条件に従って執行される、VWAP ギャランティ、引け値取引等は、約定価格が決定された際を約定として報告しているが、これらの取引も売買停止の適用除外に加えることができるかどうか検討したい。 ・ 累積投資を店内対当で執行する場合の適用除外は必要か。 → 過去、一部の証券会社で累積投資を仕切り売買による店内対当方式で執行していたことがあったが、現在、おそらく行われておらず、あまり意識していないところではないか。
--	--

	・ 基本的には取引所外取引を行わないいつもの証券会社において、事情により取引所外で処理せざるを得ない取引が発生した場合など、めったに取引所外取引を取扱わない証券会社もあるため、そういった証券会社に対しても、改正案の内容などの周知の仕方を考えなければならないのではないか。 ・ 通常取引所外売買を行うことが無い会員に対しても態勢整備を求めるものではなく、取引所外売買を行う際に、そういった態勢を整えておかなければならないという事だろう。 → そうである。少なくとも、現状取引所外取引を行っており、約定報告をしてきている会員は規則の対象範囲となるため、改正内容については個別にアナウンスするなどの方法を採用を考えている。 以　　上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部　エクイティ市場部（03－3667－8481）